

## 建築関係工事における週休2日促進工事試行要領の運用

## 1 工事費の積算方法

週休2日促進工事において、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、「4 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

## 2 用語の定義等

## (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

## (2) 週休2日促進工事

4週8休以上、4週7休以上4週8休未満、4週6休以上4週7休未満の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる工事をいう。

## (3) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

## (4) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

ア 準備期間（契約から実質の現場での着工までの期間）

イ 年末年始7日間、夏季休暇4日間

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 別途発注工事（備品設置工事等）により作業を一時中断している期間

カ 実質の工事完了後から契約工期までの期間（ただし、修補、手直し工事期間は除く）

キ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

## (5) 現場閉所

現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう（ただし、巡回パトロールや保守点検等は除く）。

## (6) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて

1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

(7) 受注者希望方式

受注者が工事契約後、工事着手前（総合施工計画書提出前）までに週休 2 日の実施について、監督員（発注者）と協議したうえで取り組む方式。

(8) 発注者指定方式

発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する方式

3 対象工事

災害復旧工事等を除く、福島県土木部が執行及び受託する全ての建築・設備工事を試行の対象とする。

4 補正対象

(1) 補正の対象とする工事

ア 受注者希望方式においては、受注者より週休 2 日に取り組む旨の協議があり、発注者の意向も含め協議が整った場合。

分離発注等関連工事があるときは、発注単位で取り組むかどうかを協議することができる。（全ての合意が無くても協議可能）

イ 発注者指定方式においては、発注者が予め週休 2 日に取り組むことを指定する工事。

(2) 受注者希望方式において、補正の対象としない工事

ア (1) アを満たさない場合

イ 取り組みの結果、4 週 6 休に満たない場合

(3) 発注者指定方式において、補正の対象としない工事

ア 取組の結果、4 週 6 休に満たない場合

(4) いずれの方式においても分離発注の場合で、現場閉所（現場休息）率が同一でなくとも、それぞれの補正の割合を対象とする。また、発注工事のいずれかが 4 週 6 休以上に達成しなかった場合でも、他の発注工事が達成していれば、その発注工事は補正の対象とする。

5 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価（労務費を分けて計上しているもの）

複合単価を構成する労務単価は、新営工事、改修工事とも表 1～3 の補正率を乗じて補正する。

改修工事については、労務単価に該当工種の改修割増を乗じ、さらに補正率を乗じる。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価等

市場単価及び物価資料の掲載単価の補正は、表 4～6 の補正率を乗じて補正する。

(3) 見積単価

見積りによる単価については、補正を行わない。

6 対象工事である旨等の明示

(1) 対象工事である旨等の明示を、入札公告（随意契約の場合は見積書提出通知）および特記仕様書等に記載するものとする。

(2) (1)の記載は、以下の記載例を参考にするものとする。

<入札公告への記載例>

○その他

本工事は、「建築関係工事における週休 2 日促進工事試行要領（技術管理課HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>参照）を適用する工事である。

本工事の発注方式は（ ・受注者希望方式      ・発注者指定方式 ）  
↑どちらかを選択し○印をつけること

※当初積算時に 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満を確保した場合の補正を行っている。

<特記仕様書の記載例>

「福島県建築関係工事特記仕様書」 1 一般共通事項 30 週休 2 日促進工事 の特記事項欄に

「※本工事の発注方式は（ ・受注者希望方式      ・発注者指定法様式）」の下に「 ・当初積算時に 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満を確保した場合の補正を行っている。」と明記

(3) 発注者指定方式の場合、「数量内訳表（金抜設計書の表紙）」右上に「**週休 2 日促進工事（発注者指定方式）**」と朱書きするなどして、発注方式を明確にすること。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 工事着手前

・ 監督員は、「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者よ

り受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

#### (2) 工事着手後

- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。
- ・ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出する。

#### (3) その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

### 8 適正な工期の確保

改修工事においては、全体工期にしわ寄せがないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定すること。

### 9 元請下請の取引の適正化

監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

### 10 工事成績評定表

いずれの発注方式においても、4週6休以上を確保できた場合、従来の評定に基づき適正に評価するものとし、週休2日達成による評価項目を改めて追加しての加点は行わないものとする。

発注者指定方式において、4週6休に満たなかった場合、土木・建築（設備）工事成績評定表について、以下の通りとする。

- (1) 第1評定者考査項目 別紙－1④

2. 施工状況 II. 工程管理 の d 判定項目の評価対象項目「8.」を「発注者指定方式の場合で、4週6休以上に満たなかった。」と当面読み替えて、「d」判定とする。

(2) 第2 評定者 考査項目 別紙－2 ②

2. 施工状況 II. 工程管理 の評価対象項目「3. 作業員の夜間、休日等の作業を少なくし、休日の確保に配慮していた。」を「×」とする。

ただし、受注者の責めによらない場合は、この限りではない。

1 1 実施証明書

- (1) 実施証明書の発行は、4週8休以上を達成した工事が対象であり、それ以外は対象とならない。
- (2) 受託工事における実施証明書の発行は、発注者が行うものとする。

表1 建築工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
全ての工種		1.05	1.03	1.01

※この表による補正は労務費に対して行う。  
 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表2 電気工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
全ての工種		1.05	1.03	1.01

※この表による補正は労務費に対して行う。  
 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表3 機械工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
全ての工種		1.05	1.03	1.01

※この表による補正は労務費に対して行う。  
 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表4 建築工事 市場単価 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01

型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
撤去	各工種による						
取り壊し		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※市場単価：物価資料の緑色のページ部分の単価

物価資料：物価資料の緑色以外（茶色）のページ部分の単価

表 5 電気工事 市場単価 基準補正単価の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表 6 機械工事 市場単価 基準補正単価の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

## 附 則

この運用は、平成30年5月1日から適用する。

この運用は、平成31年4月1日から適用する。

この運用は、令和2年10月15日から適用する。

この運用は、令和3年4月1日から適用する。

この運用は、令和4年4月1日から適用する。